

1007077

**森林の立木伐採には
届け出を**

森林の立木を無届けで伐採した場合は、森林法違反となり、伐採の中止や造林を命じることがあります。

届け出が必要な森林 地域森林計画の対象となっている森林
届け出者 森林所有者（伐採業者などが立木を買い受けて伐採する場合は、伐採業者と連名）
届け出 伐採及び伐採後の造林の届出書
届け出期限 伐採の90日～30日前まで

問合せ 農林課森林整備係 ☎ 内線5013

**10月18日(月)～24日(日)
行政相談週間**

「困ったらひとりで悩まず行政相談」

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行います。

とき 10月18日(月) 午後1時～3時
ところ テラス沼田4階防災

会議室403
相談料 無料(予約不要)
問合せ 市民協働課市民相談係 ☎ 内線3056

1011215
**群馬県ふるさと伝統
工芸品展**

とき 10月30日(土)・31日(日) 午前10時～午後3時
ところ 県立観音山ファミリパーク交流室・休憩室、およびその周辺屋外スペース
内容 県指定の伝統工芸品の展示、販売、製作実演など
問合せ 県地域企業支援課 ☎ 027・226・3358

**県最低賃金が
時間額865円に改正**

10月2日(土)から県最低賃金は時間額865円に改正されます。県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業は、県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。
※中小企業・小規模事業者で働く人の賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」も活用ください

問合せ 県労働局労働基準部 賃金室 ☎ 027・896・4739

1005988
**中退共制度(中小企業退
職金共済制度)の利用を**

中退共制度(中小企業退職金共済制度)の特徴
▽掛け金の一部を国が助成し、全額非課税
▽パートタイマーも加入可
▽過去の勤務時間や企業間を転職した場合に通算
▽掛け金は自動引き落とし
▽退職金は退職者に直接支払い
問合せ 中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03・6907・1234

**雇用トラブルなどを
サポート**

解雇や雇い止め、パワハラなど労働者個人と事業主の労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)解決のサポートをします。

対象 県内事業所に勤務する労働者、県内事業所の事業主
費用 無料
問合せ 県労働委員会事務局 ☎ 027・226・2783

調査

社会生活基本調査

仕事や家事、地域活動などに費やす時間や、自由時間の活動状況を調査し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策などの基礎資料として用います。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が対象地域(高橋場町、上原町、栄町、白沢町高平)の一部の世帯に調査に伺いますので、回答にご協力ください。

問合せ 県総務部統計課人口社会係 ☎ 027・226・2406

1003063
家屋調査にご協力を

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するために、家屋調査を行います。

家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合もご連絡ください。

問合せ 課税課資産税係 ☎ 内線3014～3016

(広告)

(広告)